

仙台塩釜港長期構想委員会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、仙台塩釜港長期構想委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、令和6年3月にとりまとめた「仙台塩釜港の将来像と目指すべき方向性」を踏まえ、概ね20～30年後の長期的視点に立った仙台塩釜港のあるべき姿について取組の方向性等を検討し、長期構想の策定に関して提言及び助言を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員で構成する。

- 2 委員は、別表第1に掲げる者をもって構成し、委員は宮城県から委員会の運営を委託している公益社団法人日本港湾協会（以下「日本港湾協会」という。）が委嘱する。
- 3 委員長及び委員の任期は、委嘱の日から長期構想策定までとする。

(委員長)

第4条 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総括し委員を代表する。
- 3 委員長が止むを得ない事由により委員会に出席できないときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員（次項に定める代理のものを含む。）の2分の1以上の出席をもって設立する。
- 3 委員（学識経験者から選任された委員を除く。）が止むを得ない事由により委員会に出席できないときは、代理の者を当該委員に代わって出席させることができる。
- 4 委員長が必要と認めるときは、本委員会の委員以外の者の出席を認め、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第6条 委員会のもとに、関係行政機関からなる幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事により構成し、別表第2に掲げる者をもって構成し、幹事は宮城県から委員会の運営を委託している日本港湾協会が委嘱する。
- 3 幹事長は、委員長が指名する。

- 4 幹事長は、幹事会の会務を統括する。
- 5 幹事会は、委員会に付議すべき事項の検討を行う。
- 6 幹事会の幹事が止むを得ない事由により幹事会に出席できないときは、代理の者を当該幹事に代わって出席させることができる。
- 7 幹事長が必要と認めるときは、幹事会の幹事以外の者の出席を認め、意見を聞くことができる。
- 8 幹事会の幹事の任期は、委嘱の日から最終の幹事会終了後までとする。

(オブザーバー)

第7条 委員会及び幹事会には、円滑な議事進行を図るため、関係する組織の者等がオブザーバーとして出席することができる。

(情報公開)

第8条 委員会は原則として公開とする。ただし、当該会議を公開することにより、公正又は円滑な議事運営が損なわれると認められる場合などで、会議を非公開にすべきであると委員長が認めた時には非公開とすることができる。

- 2 委員会の資料及び議事要旨は公開とする。ただし、特定の法人または個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがある情報については、当該箇所を非公開とすることができる。
- 3 委員会の撮影、収録については、冒頭のみこれを認める。

(事務局)

第9条 委員会及び幹事会には事務局を置くものとし、議事の運営に関する事務を行う。

- 2 事務局は、宮城県土木部港湾課及び日本港湾協会に置く。

(書面による会議)

第10条 委員会は、第5条に基づく会議を原則とするが、事務局が必要と認める場合は、書面による会議として開催することができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項については、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附則

この要綱は、令和7年5月23日から施行し、目的を達成したときのその効力を失う。

別表第1

仙台塩釜港長期構想委員会 委員名簿

(順不同・敬称略)

区分		氏 名	所 属	職 名
学識 経験者 (有識者)	委員	大 脇 崇	公益社団法人日本港湾協会	理事長
	委員	徳 永 幸 之	宮城大学	特任教授
	委員	柳 井 雅 也	東北学院大学	名誉教授
	委員	庄 子 真 岐	石巻専修大学	教授
経済 団体等	委員	藤崎 三郎助	仙台商工会議所	会頭
	委員	桑 原 茂	塩釜商工会議所	会頭
	委員	青 木 八 州	石巻商工会議所	会頭
	委員	高 橋 渉	利府松島商工会	会長
	委員	加 藤 靖 一	一般社団法人東北経済連合会	理事
港湾 関係者	委員	羽 毛 田 勉	仙台港コンテナ利用促進協議会	会長
	委員	高 城 崇 充	仙台港コンテナ利用促進協議会	副会長
	委員	山 本 一 泰	石巻港企業連絡協議会	会長
	委員	佐藤 剛太郎	石巻港整備利用促進期成同盟会	理事
	委員	武 内 伸 之	東北旅客船協会	専務理事
	委員	寺 沢 春 彦	宮城県漁業協同組合	代表理事組合長
水先人会	委員	西 上 敏 朗	仙台湾水先区水先人会	会長
国の行政 機関	委員	宮 本 健 也	国土交通省東北地方整備局企画部	部長
	委員	山 本 貴 弘	国土交通省東北地方整備局港湾空港部	部長
	委員	池 田 真	国土交通省東北運輸局交通政策部	部長
	委員	中 根 教 篤	国土交通省海上保安庁第二管区海上保安本部 宮城海上保安部	部長
	委員	幸 野 弘 嗣	国土交通省海上保安庁第二管区海上保安本部 宮城海上保安部石巻海上保安署	署長
	委員	金 子 忠 司	財務省横浜税関仙台塩釜税関支署	支署長
関係市町	委員	郡 和 子	仙台市	市長
	委員	齋 藤 正 美	石巻市	市長
	委員	佐 藤 光 樹	塩竈市	市長
	委員	深 谷 晃 祐	多賀城市	市長
	委員	渥 美 巖	東松島市	市長
	委員	櫻 井 公 一	松島町	町長
	委員	寺 澤 薫	七ヶ浜町	町長
	委員	熊 谷 大	利府町	町長
県関係 部局	委員	梶 村 和 秀	宮城県企画部	部長
	委員	齋 藤 和 城	宮城県土木部	部長
オブザーバー		宮 田 亮	国土交通省港湾局計画課	港湾計画審査官

別表第2

仙台塩釜港長期構想委員会幹事会 幹事名簿

(順不同・敬称略)

区分		氏 名	所 属	職 名
国の行政 機関	幹事	宮 原 史	国土交通省東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所	所長
	幹事	阿 部 俊 彦	国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所	所長
	幹事	八 角 彰 博	国土交通省東北地方整備局港湾空港部港湾計画課	課長
	幹事	橋 本 蔵 文	国土交通省東北運輸局交通政策部環境・物流課	課長
	幹事	豊 若 俊 介	国土交通省海上保安庁第二管区海上保安本部 宮城海上保安部交通課	課長
	幹事	前 川 拓 洋	国土交通省海上保安庁第二管区海上保安本部 宮城海上保安部石巻海上保安署	次長
	幹事	國 分 和 芳	財務省横浜税関仙台塩釜税関支署	次長
関係市町	幹事	藤 原 知 明	仙台市まちづくり政策局政策企画部	部長
	幹事	今野 正太郎	石巻市建設部	部長
	幹事	草 野 弘 一	塩竈市産業建設部	部長
	幹事	吉 田 学	多賀城市都市産業部	部長
	幹事	津 田 富 彦	東松島市建設部	部長
	幹事	岩 渕 茂 樹	松島町建設課	課長
	幹事	鈴 木 昭 史	七ヶ浜町まちづくり振興課	課長
	幹事	佐 藤 瑞 穂	利府町経済産業部商工観光課	課長
県関係 部局	幹事	吉 田 司	宮城県企画部企画総務課	課長
	幹事	千 田 雅 仁	宮城県環境生活部環境対策課	課長
	幹事	松 本 裕 紀	宮城県経済商工観光部観光戦略課	課長
	幹事	永 澤 浩 司	宮城県土木部道路課	課長
	幹事	千 葉 周 二	宮城県土木部河川課	課長
	幹事	柴 田 正 義	宮城県土木部都市計画課	課長
	幹事	沼 澤 広 信	宮城県土木部港湾課	課長
オブザーバー		鈴 木 一 輝	国土交通省港湾局計画課	課長補佐